

令和8年度(2026)

# 町内会のしおり



## 浦安本町町内会

岡山市南区浦安本町80-4

FAX: 086(239)8355

Email: [urayasu12@orange.ocn.ne.jp](mailto:urayasu12@orange.ocn.ne.jp)

URL: <https://townweb.e-okayamacity.jp/c-urayasuhonmachi/>



# 目次

1.	目次	P 1
2.	はじめに	P 2
3.	地区長のしごと	P 3
4.	班長のしごと	P 4
5.	班長交代（継続）のご挨拶ならびに集金のご案内	P 5
6.	「ようこそうらやす本町へ」	P 6
7.	「町内会に加入しましょう」	P 7
8.	浦安本町町内会・地区割り 班割り	P 8
9.	新規加入会員届出書	P 9
10.	町内会費減額申請書	P 10
11.	出産祝い金申請書	P 11
12.	火災による家屋罹災見舞金申請書	P 12
13.	訃報〔書式 FAX〕	P 13
14.	浦安本町公会堂利用規定	P 14
15.	浦安本町公会堂使用申込書	P 15
16.	浦安本町町内会 ごみステーション配置図	P 16
17.	津波・洪水避難場所	P 17
18.	浦安本町防犯カメラ設置場所	P 18
19.	令和8年度 浦安本町町内会 組織図	P 19
20.	「ごみ減量・リサイクルガイド概要版」・ごみ区分別 収集日	P 20

## 2. はじめに

### 【岡山市南区の歴史】

古来、瀬戸内海に浮かぶ児島と本土との間には、20余りの島々が点在する「吉備の穴海」と呼ばれる浅い海が広がっていました。

戦国時代から江戸時代の干拓により児島湾が、さらに幸島新田や沖新田が誕生しました。

明治時代に入ると、藤田伝三郎による干拓事業が行われ、区画整理、入植が始まりました。

干拓地においては、塩害により米の不作が続いていましたが、昭和37年に児島湾締め切り堤防の完成により児島湖が淡水化され、用水、排水設備の整備や土地改良によって塩害を克服し、昭和40年代以降には農業の機械化が進められました。

昭和60年代以降は岡南地区（特に南輝、芳泉、浦安小学区）を中心に新興住宅地が急速に拡大し、人口が増加しました。

南区は、平成21年（2009年）4月1日に設置された岡山市の4つの行政区のうちの1つです。総面積127k㎡、令和8年2月末で人口163,211人、世帯数77,970世帯。浦安（浦安西町、浦安本町、浦安南町）は人口8,536人、世帯数3,618世帯です。〔令和8年2月末現在「町丁別住民基本台帳」より〕

### 【浦安の歴史】 「先駆」、「進取」、「絆」、「団結」

昭和12年（1937年）より入植が始まりました。入植から89年になります。入植当時の生活は日々の飲料水にも事欠き用水、雨水に頼ることもありました。当時の農業は家族や親族、近隣農家が農機の共同化、農薬の防除など助け合い、支え合っていました。〔浦安町史より〕

### 【浦安の教育】

浦安小学校は福浜小学校浦安分校でしたが、昭和34年（1959年）には浦安小学校として新設されました。

**【浦安学区連合町内会とは】**岡山市連合町内会加入率76.8%（令和7年6月末現在）浦安学区連合町内会の加入世帯はおよそ**2,630世帯**。阿部池町内会、西町町内会、太刀洗町内会、新浦町内会、すなみ町内会、本町町内会の6町内会で構成されています。「ふれあい夏祭り」「敬老会」など共同で開催しています。浦安本町町内会の加入世帯は**844世帯**です。

### 【農業と宅地化の問題】

浦安は土地計画法では「市街化調整区域」ですが、農振法（農業振興地域の整備に関する法律）では、「農業振興地域」という一面もあります。農地の周りに団地ができれば農業機械の騒音、粉じん、農薬散布の際の悪臭、飛散に細心の注意を払っていても苦情の声があがることもあります。

浦安本町に転居・転入される皆様には「農業振興地域」であることを重ねてお伝えし、ご理解いただきたいと存じます。

### 3. 地区長のしごと

□ 幹事会への参加（年4～5回程度）

幹事会の要項、内容を副地区長に伝達

※地区の事情により副地区長の選任は地区長。選任しなくても良い。

□ 緊急連絡網の作成 ※本町町内会連絡網枠参照

・ 訃報対応

・ 災害・防犯などの緊急連絡及び、「避難指示」等の発令を確実に地域内に伝達する。

□ 回覧物、配布物を仕分けし副地区長へ配布

・ 市民のひろば、町内会連絡、警察、南区役所（工事等）、浦安小学校、浦安学区連合町内会行事（夏祭り、敬老会等）、南公民館だより他

・ 岡南地域の行事「岡南飛行場祭り」、園、施設等の行事

■ 集金の取りまとめ 班長（→副地区長）→地区長→会計

町内会会費、日赤、共同募金（赤い羽根）の徴収業務他

■ 転入・転出者の報告

【入会\*町内会入会の案内】（副地区長）、班長と協力して勧誘

■ 町内会行事、活動への参加と参加者募集、集計、報告

・ 浦安学区連合町内会行事「ふれあい夏祭り」「敬老会」

・ 体育協会行事・・・体育祭、ソフトバレー、スポーツレクリエーション

・ 浦安本町町内会行事、懇親忘年会・・・

・ 一斉清掃（春、秋）・・・ゴミ袋配布、清掃道具の手配、ゴミの集荷

・ 河川安全柵など点検

・ 「米寿の祝い品」を副地区長に配布

・ 敬老会欠席者の「祝い品」を副地区長に配布

■ ゴミステーション点検、保守

■ 地区の住環境への気配り

・ 会員の要望に対応

・ 災害時の独居世帯への配慮

・ 避難困難世帯の把握と配慮

・ 要望、意見など

#### ※ 副地区長の仕事

1. 地区長を補佐する。 ※必ずしも選任する必要はない。
2. 地区長と連絡を密に取り、担当班を担当する。
3. 必要に応じて幹事会に参加する。

## 4. 班長のしごと

1. 班内挨拶 『班長交代(継続)のご挨拶ならびに集金のご案内』P5の利用  
班長に就任したことを班内の方々に認識してもらう。

2. 町内会費 他 ①町内会費の集金 } 【集金業務】 6月30日頃完了  
②日赤募金の集金 }  
※以前、募金をされて「日赤社員名簿」にお名前のある方が対象  
③共同募金(赤い羽根)・ご協力のお願いと募金の集金

3. 転出入 班長(→副地区長)→地区長→会計

【入会手続き】(ようこそうらやす本町へ …P6 参照)

町内会入会の案内(町内会に加入しましょう …P7 参照)

新規加入会員届出書(…P9 参照)

町費の徴収は転入月の翌月から月340円×翌年3月までを徴収

※独居高齢世帯などは町内会費の減額(半額)制度があります。

町内会費減額申請書(…P10参照)

所属地区名、班名を知らせる。「〇〇地区〇〇班ですよ。」

ゴミステーションの利用

「ど～すりゃ～ええ？」によってゴミ、資源ゴミの回収日を知らせる。

\*「ど～すりゃ～ええ?ゴミST地区他セット」は地区長に申し出ていただき入手してください。

浦安本町公会堂の利用について…P14 P15 参照

【退会の連絡】

班長(→副地区長)→地区長--→会計

年度の途中での退会の場合、町内会費の返金はできません。

4. 回覧物・配布物を班内のお宅に回覧又は配布。

5. 地震、津波、台風などの災害時に独居高齢世帯、配慮や注意を要する世帯を把握し避難の声かけ、避難の支援を行う。

6. 慶弔事の対応

【出産祝い金】所定の書式 P11で下記の手順で…

※班長は副地区長又は地区長へ届ける(可能な方は公会堂FAXにfax送信)

【火災による家屋罹災見舞金】所定の書式 P12で下記の手順で

※班長は副地区長又は地区長へ届ける(可能な方は公会堂FAXにfax送信)

【訃報連絡】所定の書式 P13で下記の手順で…

※班長は副地区長又は地区長へ届ける(可能な方は公会堂FAXにfax送信)

※「回覧不要」等のご遺族の要望をおたずねください。

※通夜、告別式の協力が必要なときは各班で対応してください。

※浦安本町町内会、浦安学区連合町内会の「お供え」は通夜、告別式に遅れる場合があります。

令和 年 月 日

浦安本町町内会

\_\_\_\_\_地区\_\_\_\_\_班

浦安本町町内会員 様

賛助会員 様

## 班長交代（継続）のご挨拶ならびに集金のご案内

皆様、こんにちは。

このたび今年度の班長を務めさせていただく事となりました\_\_\_\_\_です。皆様と協力しながら、円滑に町内活動を進めていきたいと思っておりますので、1年間どうぞよろしくお願いいたします。

早速ですが、今年度の町内会費及び日赤募金を下記の要領にて集金させていただきますので、お知らせいたします。

ご多忙中誠に恐縮でございますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。なお、ご都合がありましたら、下記の連絡先までご一報くださいますようお願いいたします。

### 記

1. 会 費      町内会費            4,000円  
                  ※賛助会員は1口3,000円。(口数は任意)  
                  日赤募金    継続される方は納入書に記載された金額
2. 集金期間    今年度5月より6月30日頃 [予定 月 日]
3. 連絡先(任意)    電話(携帯)            -            -

### 【町内会費おもな用途】

- ・浦安学区連合町内会の「ふれあい夏祭り」・「敬老会」等の負担金
- ・体育協会主催の「体育会」等の行事の負担金。
- ・子どもの健全育成をはかる行事・防災備品の購入・備蓄
- ・防犯カメラの設置・公会堂管理費等
- ・ゴミステーション管理・修繕費・防犯灯、防犯カメラの保守、電気代
- ・慶弔費（含む各学校園、施設の行事）・出産祝い金・火災見舞金等

# ようこそうらやす本町へ

あなたの所属は \_\_\_\_\_ 地区 \_\_\_\_\_ 班 \_\_\_\_\_ 世帯です。  
今年度の班長の \_\_\_\_\_ です。

## 1 浦安本町町内会について

- ① 世帯数は令和6年3月末で844世帯（事業所、福祉施設、園、病院など含まない。）  
およそ2,500人（未集計分除く）がお暮らしです。
- ② 浦安本町は「浦安学区連合町内会」に所属し、浦安学区連合町内会は西町町内会、  
阿部池町内会、太刀洗町内会、新浦町内会、本町町内会、すなみ町内会の6つの  
町内会（2,630世帯）で構成されています。
- ③ 防犯カメラが本町交差点、通学路等13カ所に設置され、子どもたちの登下校を  
見守り、地域の防犯活動の一役を担っています。

## 2 町内会に入会すると

- ① 回覧物、配布物・・・市民のひろば、体育協会や各種団体の参加申込みなど
- ② 災害発生時などの緊急連絡は班長さんから連絡網でお知らせします。
- ③ 訃報連絡は班長さんから、連絡します。  
（訃報は通夜までに届くとは限りません。）
- ④ 浦安本町町内会、浦安学区連合町内会 主催行事への参加
- ⑤ 公会堂、駐車場の無料使用など

【浦安本町町内会 行事】こどもの健全育成をはかる行事

【浦安学区連合町内会 行事】「ふれあい夏祭り（9月）」、「敬老会（11月）」

【体育協会主催 イベント】「体育会（10月）」などのイベントに参加できます。

【各種団体の行事、イベント】「岡南飛行場祭り（11月）」、「おかやまマラソン（11月）」

「さくら祭り（3月）」など1年を通じて催しが盛りだくさんです。

## 3 地域の清掃活動にも積極的なご参加をお願いいたします。

春（6月）、秋（9月）の日曜日に一斉清掃があります。

■班周辺の道路、公園、ゴミステーション清掃 ■用水路清掃 ■河川柵など安全点検

## 4 家庭ゴミとゴミステーション当番、鍵の管理は？

近くのゴミステーションはどう利用するの？→班長さんにお尋ねください。

プラスチック資源

毎週月曜日

可燃ごみ

毎週 火・金曜日

不燃ごみ

毎月第1水曜日

資源化ごみ

毎月第2、第4木曜日

粗大ゴミ

粗大ごみ受付センター

\*ゴミ出しは朝8時までに出してください。詳細は「ど～すりや～ええ？」（岡山市  
環境局発行）をご覧ください。

## 5 町内会費は1年間4,000円です。（浦安学区連合町内会費、体育協会費含む）

\*入会にあたっては入会の翌月から徴収させていただきます。（1ヶ月340円×月数）

\*退会にあたって町内会費の返金はありません。

## 6 町内会へのご要望、お困りごとはまず班長さんにご相談ください

# 町内会に 加入しましょう

町内会とは、地域にお住まいの人たちでつくる、自主的な組織です。  
さまざまな活動を通して、力を合わせて「人と人がつながり優しいまち」、  
「自分たちの問題ことは自分たちで解決するまち」  
「安全で住みやすいまち」づくりに取り組んでいます。

## 町内会活動のご紹介

地域の安全を  
守るために

防犯・防火  
災害訓練  
災害時の備え(備蓄)  
春、秋の交通安全週間  
防犯カメラ、防犯灯設置

地域の交流を  
図るために

連合町内会、体協等の行事  
「ふれあい夏祭り」「体育祭」  
「敬老会」・・・  
各種団体、施設の行事  
※年間行事予定をご覧ください

地域の子どもたちを  
見守るために

子どもの登下校を見守る  
子どもたちの健全育成  
通学路に防犯カメラ設置

地域の環境を  
守るために

春6月、秋9月 一斉清掃  
廃品回収(年4回)  
\*ごみについては「ど～すりゃ  
～ええ？」をご覧ください

高齢者が安心して  
暮らせるために

民生委員と連携をはかり  
地域の見守りサポート  
災害時の避難支援

地域へいち早く  
情報を伝える  
ために

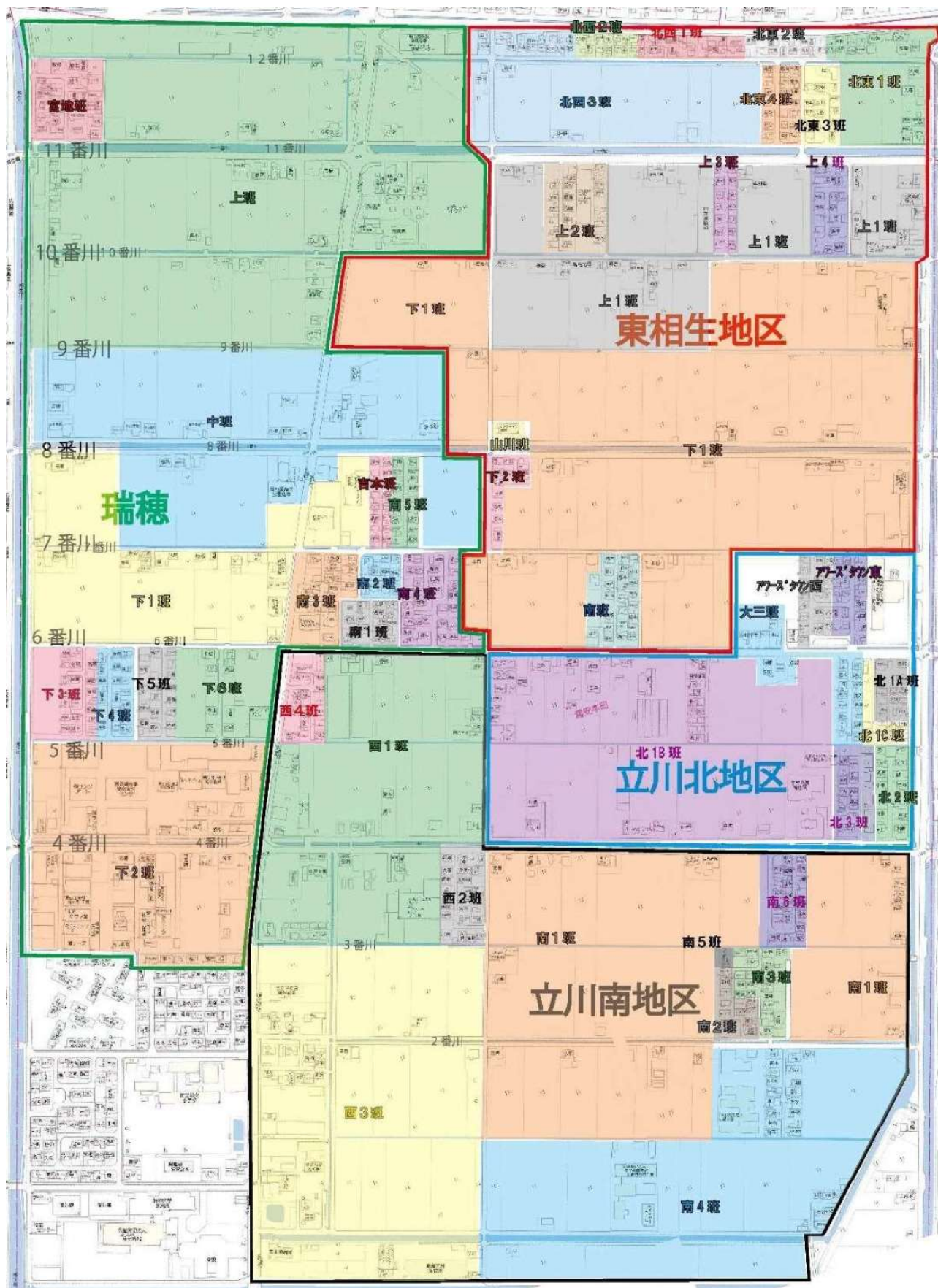
掲示板  
回覧版  
町内会ホームページ

社会に貢献する  
ために

日赤募金  
共同募金  
義援金(震災、紛争)  
国勢調査

## 8. 浦安本町町内会・地区割り 班割り

浦安本町町内会は瑞穂、東相生、立川北、立川南の4地区で構成されています。  
各地区の班編成はこちらの編成図でご確認ください。



## 新規加入会員届出書

### 【目的】

1. 町内会の正確な構成員人数を把握するとともに年代別、男女別の人数を把握します。
2. 町内会費、日赤募金などの地区、班ごとの名簿作成に利用します。
3. 数え年77歳以上の方には「敬老会」の開催をご案内いたします。
4. 一人でお住まいの方へ民生委員とともにご支援をさせていただきます。
5. 中学生以上の方には町内会行事、活動のボランティアをお願いすることがあります。  
(避難訓練など行事・活動、子どもの健全育成を促進する活動など)
6. 「青年部」を募集しますので18歳以上の方はぜひ、ご参加ください。
7. 風水害、地震などの緊急時の岡山市からの警報、指示を連絡することがあります。  
◆特に一人暮らしの方は必ずご記入ください。

\* 上記以外の目的に使用することはありません。

### 【記入要領】

1. 誕生年を年号または西暦でご記入ください。
2. 備考欄には学校名、学年、町内会が配慮すべき事項があればご記入ください。
3. 連絡先は緊急時、夜間、早朝に連絡が取れるご家族のお名前、電話番号をお願いします。

加入年月 令和 年 月

世帯名簿		( )地区 ( )班				
	氏名	誕生年	性別	番地	コーポ名など	備考: 学校名・学年 その他配慮事項
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
連絡先( )					FAX	—

新規入会の場合

町内会費	入会翌月から3月まで	ヶ月分×340円/月=	円
------	------------	-------------	---

この様式はホームページ版[20260410]

## 町内会費減額申請書

浦安本町町内会会員で町内会費の減額(半額)を希望される方へ

浦安本町町内会会員の方で、浦安本町町内会会則第17条6項の特別な事情(運用細則第8条)の減額要件に該当する場合は町内会費を半額に減額します。

町内会会則運用細則第8条

- 一、 80歳以上の高齢独居の方
  - 二、 障害者独居世帯(障害者手帳を有する方)
  - 三、 その他特別な事由のある方
- ※三役会で減免すべき事由が認められたとき

◇下記申請書に必要事項を記入し、班長にご提出ください。

申請日	令和 年 月 日		
地区・班	地区 班		
申請者氏名			
住所	浦安本町 番地 ( )		
減額事由	<input type="checkbox"/> 80歳以上の高齢で独居している方		
	<input type="checkbox"/> 障害者で独居し、障害者手帳をお持ちの方		
	<input type="checkbox"/> その他特別な事由のある方特別な事由:		
申請者連絡先	(携帯可)		
班長確認サイン			
地区長確認サイン			
決済区分	決 済 欄		
町内会費減額	決定区分		決裁者(三役)
	<input type="checkbox"/> 減額する	<input type="checkbox"/> 減額しない	
減額しない理由			

この様式はホームページ版[20260410]

## 出産祝い金申請書

浦安本町町内会会員及びご家族で新生児を出産された方へ

この度はご出産おめでとうございます。

浦安本町にお住まいの会員の方のご出産に対し、浦安本町町内会会則 運用細則 慶弔規定第6条2項に基づいて出産祝い金として1万円を支給します。

支給対象は会員および会員と同一世帯にお住まいのご家族です。

下記記入欄に必要な事項を記入し、班長にご提出ください。

申請期間は満一歳の誕生日までとします。

なお、出生届出済証明、母子手帳など誕生を証明できる書類を班長にご提示ください。

(書類の提出は不要です)

申請日	令和 年 月 日		
地区・班	地区	班	
申請者氏名			
住所	浦安本町	番地	( )
申請者連絡先	(携帯可)		
新生児	お名前 ( ) 続柄 ( ) ※長男、次女等		
	誕生日	令和	年 月 日
	町内会だよりなどに掲載 <input type="checkbox"/> してよい <input type="checkbox"/> しない		
班長確認サイン			
誕生日確認書類	<input type="checkbox"/> 母子手帳 <input type="checkbox"/> 出生届出済証明 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
地区長確認サイン			
決済区分	決 済 欄		
慶 事	決定区分		決裁者 (三役)
	<input type="checkbox"/> 支給する	<input type="checkbox"/> 支給しない	
支給しない理由			

この様式はホームページ版[20260410]

## 火災による家屋罹災見舞金申請書

浦安本町町内会会員の方の火事罹災に対し、浦安本町町内会会則第15条4項の規定に基づいて、三役および担当幹事による審査の上、見舞金を支給します。

会員の居住する家屋が罹災した場合

全焼 100,000円

半焼 50,000円

但し、生活に供しない建物は除きます。

南消防署の罹災証明書の写しを添付してください。

申請者は会員および同居のご家族とします。

※この見舞金はアパート等集合住宅の家主、法人施設、園など賛助会員には支給しません。

下記記入欄に必要事項を記入し、班長にご提出ください。

申請日	令和 年 月 日
地区・班	地区 班
申請者氏名	続柄 ( ) 世帯主と異なる場合
住所	浦安本町 番地 ( )
申請者連絡先	(携帯可)
火災発生場所	住所と同じ場合は「同上」
火災の内容	別紙火災罹災証明の通り

班長確認サイン	
地区長確認サイン	

決 済 区 分	決 済 欄		
見 舞 金 支給決定額	決 済 区 分		決 裁 者 ( 会 長 )
	<input type="checkbox"/> 支給する	<input type="checkbox"/> 支給しない	
	万円		
支給しない理由			

【書式 FAX 訃報】 班長(副区長、地区長)→ 会長 → 会計、連合町内会会長、連合町内会会計

浦安本町 町内会 会員の皆様  
浦安学区連合町内会会長 様  
浦安学区連合町内会会計 様  
浦安学区各町内会会長 様

## 訃 報

令和 年 月 日  
浦安本町町内会  
会長 永末 博

謹んで哀悼の意を表しご連絡申し上げます。

報告者 ( )

故人	( )地区( )班 法人、団体等( ) ____ 様 享年 ____ 歳 がお亡くなりになりました。
住所	岡山市南区浦安本町 番地
通夜	日時 令和 年 月 日 ( ) 時～ 場所 ( ) 住所 岡山市 区 電話 086 - -
告別式	日時 令和 年 月 日 ( ) 時～ 場所 ( ) 喪主 様 続柄 ( )
連絡事項	葬祭は ( ) です。 ※仏式、神式、家族葬等 ご遺族からのご要望 * 訃報は町内の回覧しないなど ( )
	送迎バス乗降場所 ( ) 【通夜】 時 出発 【告別式】 時 出発

※この「訃報」の連絡用紙は家族葬の場合でも連合町内会、  
本町町内会から「お供え」を後日お持ちするので必ず「必要  
事項」を記入し、FAXをお願いします。[公会堂FAX番号 086-239-8355]

この様式はホームページ版[20260410]

# 浦安本町公会堂利用規定 (令和8年4月1日改訂)

## 1. 使用手続 (申請) について

- ① 使用を希望される時は希望日前日5日前迄に所定の「使用申込書」を下記記載の管理人(庶務受付)に提出して許可を受けてください。(準備の為の使用も申請書は必要です。)
- ② 定期的 (毎週) に年間使用する場合・・・  
※前年度3月中までに申請、他の使用団体との日程調整
- ③ 備品の使用は申請書にご記入ください。備品の持ち出しは原則お断りします。
- ④ 会員以外の方または団体の使用申込書はお断りします。但し、その団体に本町会員が複数所属している場合や会員が参加し福利厚生、教養・文化等の向上につながるものであれば使用申請を許可します。
- ⑤ 公の機関が主催する場合、教育機関 (学校園) に使用する場合は無料です。
- ⑥ 希望の日時をお受けできないことがあります。
- ⑦ 調理室を利用して不特定多数の人に料理を提供する場合は保健所の許可が必要になる場合があるので、保健所に相談した上での利用をお願いします。  
※役員会、町内会行事、会員及び会員のご家族の申し込みが優先されます。  
※町内会の行事による利用の場合は申込書及び使用簿を省略できます。

## 2. 利用料金 ※準備、片付けの20分間は利用料金は発生しません。

会議室・和室・調理室	1時間	200円	30分	100円
全館使用	1時間	500円	30分	250円
調理室のガスレンジ1台	1時間	100円	30分	50円

※会議室、和室の使用でガスレンジを使用した場合 ガスレンジの使用料金が発生します。

コピー機	白黒1枚10円 (会員5円) カラー1枚20円 (会員15円)
各部屋のエアコン代	1時間100円です。料金箱にお金を投入してください。 ※冬季氷点下を下る時はエアコンが1時間ほど立ち上がらないことがあります。

\* 利用料金の精算は使用後、申請書に必要事項を記入し 管理人にお支払いください。

## 3. 許可の不認可及び取り消し

- ① 使用申し込み書に虚偽の事項があったとき。
- ② 政治又は宗教活動、営利を目的とする行為であると認められたとき。  
※国政及び地方選挙の立ち会い演説会を除く。
- ③ 葬祭はお断りします。但し、ご家族、ご親族の待機場所や駐車場の利用はできます。
- ④ その他管理運営上支障があると認められるとき。
- ⑤ 下記の注意事項に違反のあった場合。

## 4. 使用上の注意事項について

- ① 許可された部屋以外の部屋の使用はしないでください。
- ② 調理室以外での火気の取扱いはできません。
- ③ 会議室、和室での強い臭気や煙が発生する飲食はお断りします。
- ④ 近隣の住民に迷惑を及ぼす行為はしないでください。  
・自動車のエンジンの掛け放し ・公会堂周辺での深夜、早朝の立ち話など
- ⑤ 電気・ガス・水道・コピー機の使用にあたっては節約に努めてください。
- ⑥ 許可なく壁面、窓、玄関ドアに張り紙、クギ打ちなどをしないでください。
- ⑦ 建物、設備、備品等の破損、異常を感じたときは速やかに対応し、管理人に連絡してください。  
※建物、設備、備品等の破損については弁済、原状回復です。
- ⑧ 利用時以外に浦安本町町内会以外の所有物を置くことを禁止します。
- ⑨ 冷蔵庫の使用は禁止します。
- ⑩ 利用範囲は、建物内部とします。

## 5. 使用後の注意事項について

- ① 整理、整頓、清掃 (トイレ含む) を行い、使用した備品類は所定の位置へ戻してください。
- ② 備え付けの使用簿、点検表に「使用時間」「使用人数」など所定の事項を記入して下さい。
- ③ 消火、消灯 (特に玄関灯)、施錠、車止めを確実に実施し、複数で確認してください。

## 6. その他

- ① 駐車場は普通車8台程度、愛光苑南駐車場にも駐車できますが、自動車での来訪はご遠慮ください。  
民家付近、市道への駐停車はご遠慮ください。
- ② 無断での公会堂前 (玄関付近) での営利を目的とした行為、販売はできません。

浦安本町公会堂 責任者： 浦安本町町内会会長  
管理人 庶務 (受付) :  
庶務 (会計) :  
防火責任者 :

# 浦安本町公会堂使用申込書

令和 年 月 日

申込者・住所(団体は事務所の所在地及び名称)

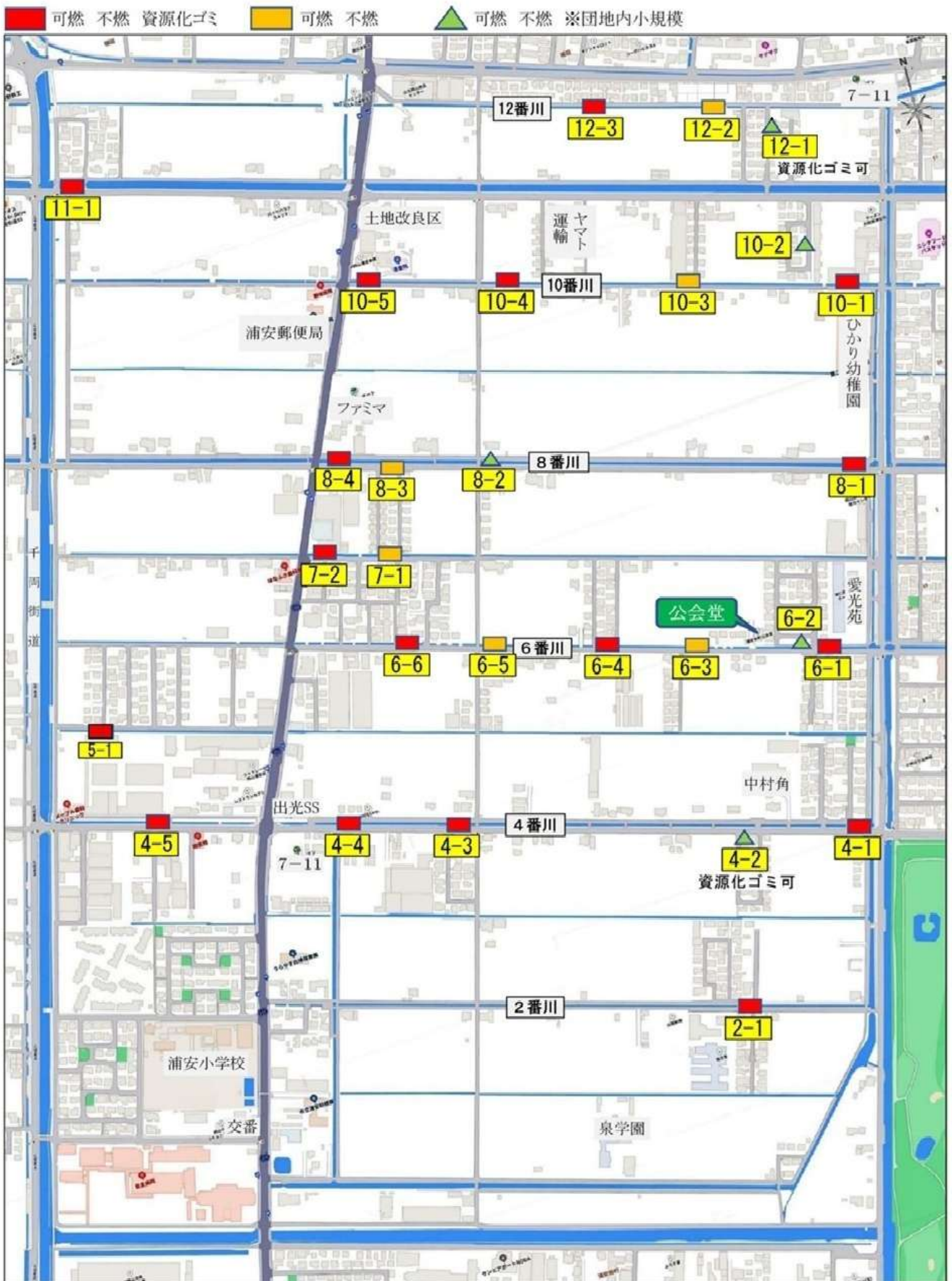
団体名 ( )
氏名 ( ) 役職 ( )
郵便番号 ( - )
住所 (岡山市 区 町 )
連絡先 団体は事務所
( 086 - - )
携帯: ( - - )

浦安本町公会堂の施設を使用したいので、次の通り申し込みます。

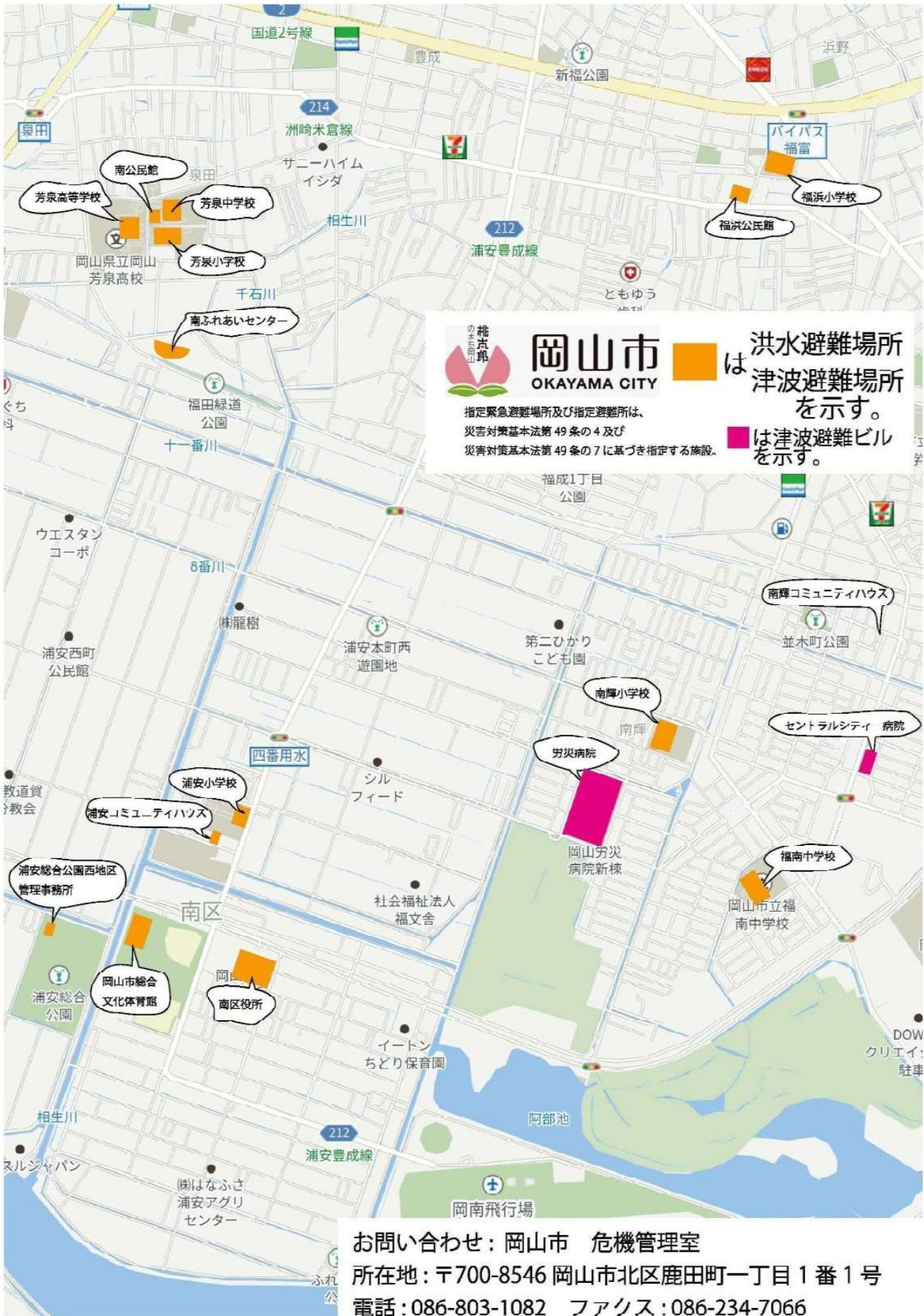
使用日	月 日( ) 午( ) 時~午( ) 時					
行事の名称						
使用の目的	会議・会合・講習会・研修会・勉強会・説明会・講演会・相談会・各種教室 その他(具体的に )参加人数( )名					
実質使用時間、使用する部屋に○印	使用場所	区分	全館	会議室	和室	研修室(調理室)
	使用日時					
	月 日( ) ~ 月 日( )	午前	: ~ :			
	年間・連日使用の時記入して下さい。	午後	: ~ :			
		夜間	: ~ 21:30			
利用料金	全館	1	使用( )時間×500円			小計 円
	会議室	2	使用( )時間×200円			小計 円
	和室	3	使用( )時間×200円			小計 円
	研修室(調理室)	4	使用( )時間×200円			小計 円
		5	ガスレンジ使用( )時間×100円 30分使用は 0.5 を乗じてください。			小計 円
	コピー機	6	白黒( )枚×10円(会員5円)			小計 円
			カラー( )枚×20円(会員15円)			小計 円
※追加料金	7	使用室( )×100円 全館使用250円			小計 円	
領収書が必要な場合は ✓を記入して下さい。		1~7の合計 ( )円				

※ 使用時間が30分を超える場合の追加料金です。(片付けの時間は追加料金が発生しません。)

# 16. 浦安本町町内会 ごみステーション配置図

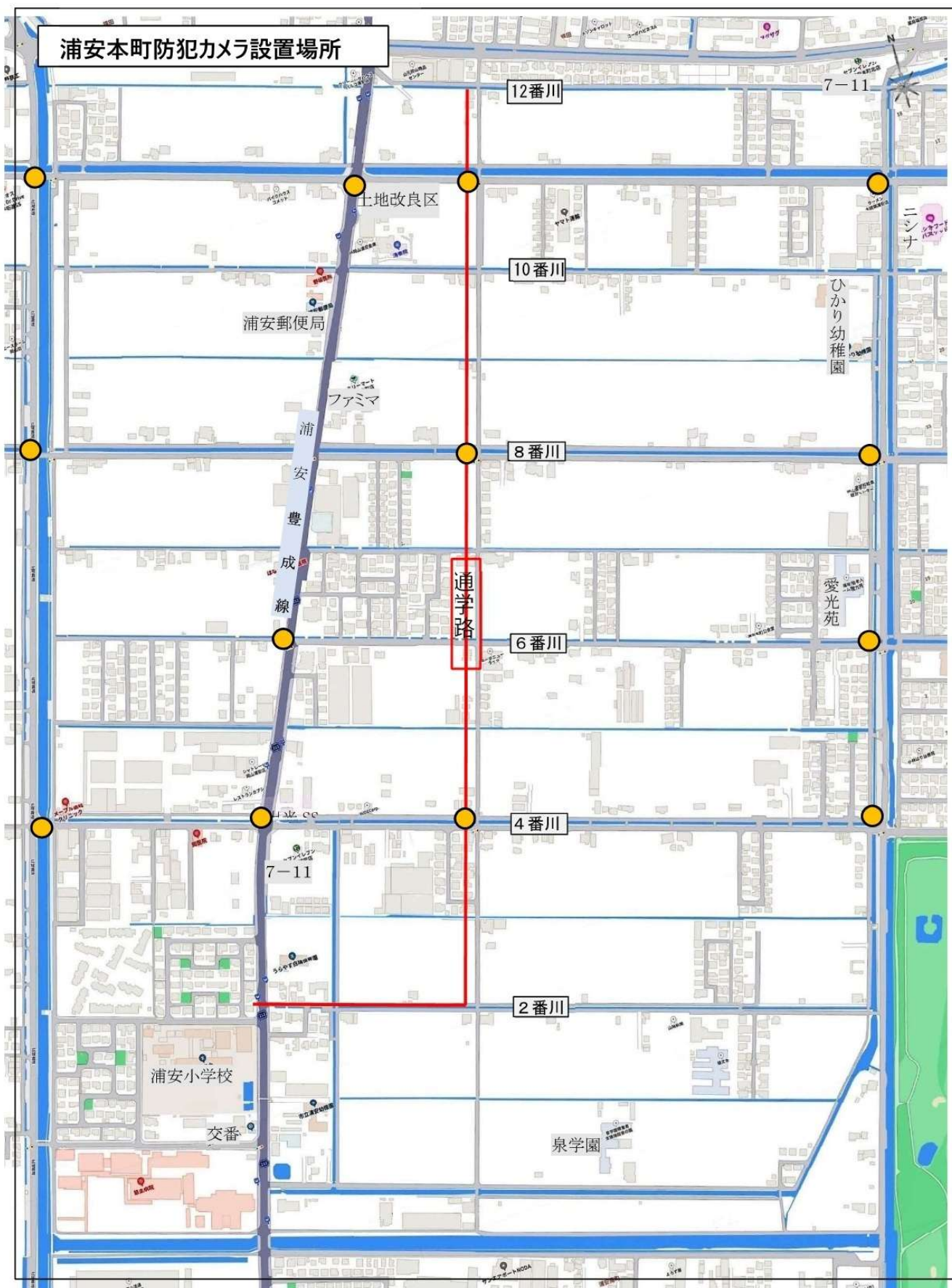


# 17. 津波・洪水避難場所

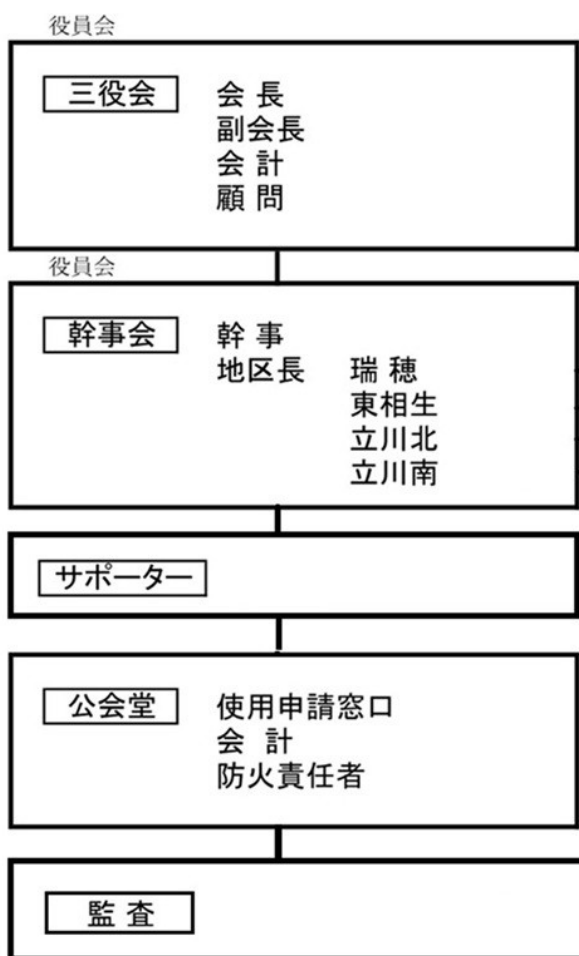


# 18. 浦安本町防犯カメラ設置場所

● : 防犯カメラ



19. 令和8年度 浦安本町町内会 組織図



各専門部の主な業務概要

総務部	会議体の案内、運営 各名簿作成 文書管理、広報
防災防備部	交通安全週間への対応 防犯灯、カメラの維持管理 災害時の対応
保健衛生部	ゴミSTの管理 一斉清掃の準備 精霊送りへの対応
地域推進部 青年部	連合町内会主催行事への対応 体協主催イベントへの対応 こども健全育成促進
婦人部	防災訓練・災害時の炊き出し 福祉施設行事への支援 岡南飛行場祭りなどへの出店
監査	会長ほか役員の業務執行状況、 事業、資産、会計等の監査 必要時に「臨時総会」を招集する

地区	班
瑞穂	宮上 1
	地上 2
	中吉 3
	本下 4
	下下 5
	下下 6
南	南 1
	南 2
	南 3
	南 4
	南 5

地区	班
東相生	北東 1
	北東 2
	北東 3
	北東 4
	北西 1
	北西 2
	北西 3
	上 1
	上 2
	上 3
	上 4
	下 1
	下 2
山川	

地区	班
立川北	北 1A
	北 1B
	北 1C
	北 2
	北 3
	大三
	アワーズタウン東
アワーズタウン西	

地区	班
立川南	西 1
	西 2
	西 3
	西 4
	西南 1
	西南 2
南	南 3
	南 4
	南 5
	南 6

## 20. 岡山市「ごみ減量・リサイクルガイド 概要版」

家庭ごみ

# ごみ減量・リサイクルガイド

概要版

～プラスチック資源の分別回収(令和6年3月開始)対応～

区分	出し方	収集日	主な対象品目
プラスチック資源 毎週 月曜日	透明または半透明の袋	週1回	卵パック・食品トレイ・ ボトル・菓子袋・バケツ ※ペットボトルの本体は 資源化物に出してください。 
可燃ごみ 毎週 火曜日・金曜日	岡山市有料指定袋	週2回 月・木 または 火・金	台所ごみ・汚れた紙・ ゴム類・枯れ葉 ※枯れ葉などは透明または 半透明の袋を使用してください。 
不燃ごみ 毎月 第1回目の 水曜日	岡山市有料指定袋	月1回	金属類・ガラス・陶磁器類・ 汚れの落ちないびん・缶 ※割れ物などは新聞紙等に包み 「ガラス」など表示してください。 
資源化物 毎月 第2回目の木曜日と 第4回目の木曜日	資源化物 ステーション 種類別に分け、 ルールを守って 出してください。	月2回	空き缶・スプレー缶・ガラスびん・ 古紙・古布・ペットボトル・ てんぷら油・廃乾電池等 
粗大ごみ	戸別収集の場合も、 施設へ直接持ち込みの場合も <b>086-227-5300</b> へ電話し、 必ず予約を行ってください。	ごみ1つの大きさが 20ℓの有料指定袋に 入らないもの 	
拠点回収する物 ●資源化物 ●プラスチック資源 ●小型家電	回収場所	対象品目	
	資源回収所 市役所本庁舎・区役所 公民館・ふれあいセンター他	すべての資源化物・プラスチック資源 4品目(空き缶・スプレー缶・ガラスびん・蛍光灯) ※施設によって回収品目が変わります。	
	資源回収所 市役所本庁舎・区役所・ 環境事業課(分庁舎6階)・協力店	小型家電 	

収集日当日の朝8時までには決められた  
収集ステーションに出してください。

(一部地域は朝7時30分までに) ※収集時間は交通事情等で変動します。



＼ どうやってごみを出したらいいの? /

**ごみ分別アプリをご利用ください!**

iOS 離床 Android 離床



発行元/岡山市環境局環境部 環境事業課 資源循環推進室 令和6年3月

